

# クラス・アクションにおける当事者適格

## 標 博 行

はじめに

連邦民事訴訟規則Rule 23<sup>(1)</sup>に定められるクラス・アクションとは、集団を代表して特定の者が訴えを提起し、判決の効力を集団の構成員に及ぼす訴訟の方法である。法廷には代表として訴状に記載された当事者のみが出廷し、集団つまりクラスの多くの構成員は出廷しない。これらのクラス構成員には原則として訴状が送達されず、対人的(in personam)に判決の効力が及ばない<sup>(2)</sup>。このような状態では合衆国憲法に定める適正手続(due process)<sup>(3)</sup>に違反することになるため、出廷しないクラス構成員に十分な手続上の保護を与えることを条件に、クラス・アクションの制度が認められることになった<sup>(4)</sup>。

そこで、合衆国憲法における原則の下でクラス・アクションを連邦裁判所で提起するためには、適正手続に加えて合衆国憲法上のハードルを超えなければならない。合衆国憲法第三編が連邦裁判所の審理対象を事件(case)および争訟(controversy)に限定したことに由来する当事者適格

---

(1) FED. R. CIV. P. RULE 23.

(2) *Hansberry v. Lee*, 311 U.S. 32, 40-41 (1940).

(3) 私権の保護と履行につき、当事者への告知および法廷で公平な審理を受けることを含む、確立された規範と法理にしたがう訴訟手続上の行為を指す。See, U.S. CONST. AMEND. 5, 14. 従前より適正手続とは国の法による (by the law of the land) という意味であった。See, *Murray's Lessee v. Hoboken Land & Improvement Co.*, 59 U.S. (18 How.) 272, 276 (1856). また、適正手続の基本である当事者への告知は、必要な情報を満足のいく程度に伝達することが求められる。See, *Mullane v. Central Hanover Bank & Trust Co.*, 339 U.S. 306, 314 (1950).

(4) *Hansberry*, 311 U.S. at 42.

(standing)<sup>(5)</sup>を、原告は備えなければならないのである<sup>(6)</sup>。当事者適格は連邦裁判所における審理の前提となるものであるため、Rule 23に定めるクラス・アクションの要件が満たされても自動的に当事者適格が与えられることはない<sup>(7)</sup>。

従前では、クラス・アクションにおけるクラス代表のみが合衆国憲法第III編の当事者適格を満たす必要があるとされてきた<sup>(8)</sup>。しかし、2021年に合衆国最高裁判所はTrans Union LLC v. Ramirezにおいて、出廷しない当事者も含めすべてのクラス構成員が、合衆国憲法第III編の当事者適格を満たさなければならないと判断した<sup>(9)</sup>。この判断により、クラス・アクションを提起する際には、クラス代表はすべてのクラス構成員が当事者適格を満たすことを確認しなければならなくなった。この作業はクラス構成員が多数になる程負担が大きくなる。そのため、連邦裁判所でクラス・アクションを提起することが困難になったのである<sup>(10)</sup>。本稿は、Ramirez判決を契機としてその後のクラス・アクションにおける当事者適格にかかる判例の発展の経緯を分析する。

## 一 合衆国憲法第III編の当事者適格の意味と目的

### 1. 当事者適格概念の成立

合衆国憲法第III編第2節は、司法権が事件および争訟に及ぶと規定して

- 
- (5) 後述するように、事件と争訟はいずれも当事者間における法的利益の対立と、訴訟手続で解決可能な紛争を意味する。See, e.g., *Railway Mail Ass'n v. Corsi*, 326 U.S. 88, 93 (1945). この紛争には司法判断適合性(judiciability)があるとされるが、その際に当事者適格が必要になるのである。See, e.g., *Department of Commerce v. U.S. House of Representatives*, 525 U.S. 316, 329 (1999).
- (6) *Lujan v. Defenders of Wildlife*, 504 U.S. 555, 559-60 (1992).
- (7) *Allee v. Medrano*, 416 U.S. 802, 828 (1974).
- (8) See, e.g., *Alig v. Quicken Loans Inc.*, 2017 WL 5054287, at \*11 (N.D. W.Va. 2017).
- (9) *Trans Union LLC v. Ramirez*, 141 S. Ct. 2190, 2208 (2021).
- (10) *Leading Cases, Article III Standing-Separation of Powers- Class Actions-Trans Union v. Ramirez*, 135 HARV. L. REV. 333, 340 (2021).

いる<sup>(11)</sup>。事件および争訟に該当するためには、利害関係が対立する当事者の存在が必要とされた<sup>(12)</sup>。この関係が、当事者適格として定義された<sup>(13)</sup>。当事者適格を満足させる要件については、1975年に合衆国最高裁判所が *Warth v. Seldin*<sup>(14)</sup> において以下のとおり明示している。第1が、原告の負う損害が具体的(*concrete*)かつ特定できるもの(*particularized*)である。第2が、この損害が既に(*actual*)発生しているまたは発生が差し迫っている(*imminent*)ことである。そして第3が、裁判所が救済できる損害であることである<sup>(15)</sup>。第1の要件は、法的に保護された特定の原告がもつ利益に対して、現実損害(*injury in fact*)が発生していることである<sup>(16)</sup>。第2の要件は、現実損害が既に発生または十分に発生の兆候があることを意味している<sup>(17)</sup>。第1と第2の要件は具体的損害の発生および可能性を示しており、裁判所に司法権を確保することを目的とした合衆国憲法上の法理とも評せられるのである<sup>(18)</sup>。

さらに合衆国最高裁判所は、1992年の *Lujan v. Defenders of Wildlife* においても、*Warth* 判決と類似した当事者適格の要件を示した。第1に原告が現実損害を被り、第2に当該損害が被告の違法な行為に帰し、第3に勝訴判決により原告の被った損害が救済されることである<sup>(19)</sup>。とりわけ第1の

(11) U.S. CONST. Art. III, § 2.

(12) *United States v. Ferreira*, 54 U.S. (13 How.) 40, 46 (1851).

(13) *Sierra Club v. Morton*, 405 U.S. 727, 731-32 (1972).

(14) 422 U.S. 490 (1975).

(15) *Id.* at 498-501, 508.

(16) *Lujan*, 504 U.S. at 560. 現実損害とは、現実発生または未発生であるが確実に発生が差し迫った、具体的かつ特定された損害と考えられてきた。See, e.g., *Vermont Agency of Natural Resources v. U.S. ex rel. Stevens*, 529 U.S. 765, 771 (2000).

(17) *Id.* at 564.

(18) See, e.g., *Steel Co. v. Citizens for a Better Environment*, 523 U.S. 83, 102 (1998).

(19) *Lujan*, 504 U.S. at 560-61. 当事者適格要件の挙証責任は、連邦裁判所に提起または移管を求める者にある。*Id.* at 561. また、当事者適格は連邦裁判所の事物管轄権に関わるため、連邦裁判所は当事者適格の有無を審理することになる。See, e.g., *FW/PBS, Inc. v. City of Dallas*, 493 U.S. 215, 231 (1990).

現実損害と認定されるには、法的に認識された利益への具体的かつ特定される侵害行為を必要とし、推定ではなく実際または差し迫った状態で損害が発生していることであると述べている<sup>(20)</sup>。つまり、合衆国最高裁判所は現実損害を媒介にして当事者適格をとらえているのである。

ところで、standing(当事者適格)の語源となったstand(立場にある)が初めて判例で見られるようになったのが、合衆国最高裁判所判決のMississippi & M.R. Co. v. Wardである<sup>(21)</sup>。本件は、水上交通を遮断するミシシッピ川に架かる橋が不法妨害(nuisance)であるとして、蒸気船の所有者が橋の所有者の被告にその破却を求めた案件であった。一方被告は、原告が本件訴えを維持する立場にないと主張した<sup>(22)</sup>。本判決は、被告が本件橋の所有について言及しておらず<sup>(23)</sup>、被告が蒸気船の交通が遮断されていることについても善意であったことを理由として、被告勝訴の判断を下した<sup>(24)</sup>。また、原告が被った損害を立証することができれば訴訟を維持することができることも述べたのであった<sup>(25)</sup>。

本件で被告が主張した立場(stand)という表現が、ただちに当事者適格を派生させたりと法概念として定着したわけではない。これに至るには長い期間を必要とした。19世紀末から20世紀初頭にかけて当事者適格という法概念は形成されていなかった。制定法および合衆国と州の憲法が個人を保護する義務を明示していれば、制定法に訴権が定められていなくても

---

(20) Lujan, 504 U.S. at 560-61. 本件は環境保護団体が内務長官(Secretary of the Interior)を相手取って、絶滅危惧種保存法(Endangered Species Act)の適用範囲が外国にも及んでいたにも関わらず、同長官が同法の適用範囲をアメリカ合衆国および公海に限定したことは同法違反であると主張して、この適用範囲の差止めを求めて提起している。損害賠償ではなく差止めを請求した案件であるが、請求された救済を問わず広く先例として適用されている。

(21) 67 U.S. 485 (1862).

(22) *Id.* at 491.

(23) *Id.* at 488-89.

(24) *Id.* at 489-91.

(25) *Id.* at 492.

判例法が義務違反の救済をしたからである<sup>(26)</sup>。当事者適格が法概念として出現したのは、比較的最近のことなのである<sup>(27)</sup>。

1923年に合衆国最高裁判所はCommonwealth of Massachusetts v. Mellon<sup>(28)</sup>で納税者の当事者適格を確立する機会を得たが、当該概念を審理することはなかった。本件は、母親と胎児の死亡率の減少と健康維持のために、5年間連邦から経費を支出すること、およびこの目的と経費支出の円滑化のために、州行政機関と連携する連邦行政機関の設置を盛り込んだ連邦出産法(Maternity Act)<sup>(29)</sup>の合憲性を争うものであった。争点となったのが、納税者の連邦裁判所に訴えを提起する権利であった。本判決は、連邦税の納税者は何百万人もいるため原告の利益は些細であるという理由で、彼らが連邦出産法の合憲性審査を求めることはできないと事実上納税者の当事者適格を否定する判断をしたのである<sup>(30)</sup>。

1930年代になると、行政国家の誕生を背景に誰が行政機関の法的義務の執行を請求できるのかという問題が出現した<sup>(31)</sup>。1943年には第2巡回区連邦控訴裁判所はAssociated Industries of New York State v. Ickes<sup>(32)</sup>で、行政行為に対する差止命令や宣言的判決を求める際には、当事者適格が必要になることを認めた<sup>(33)</sup>。連邦下級審において、行政に対する訴えを提起するには当事者適格が前提となることが示されたのである。その後、1946年に成立した連邦行政手続法(Administrative Procedure Act)<sup>(34)</sup>では、関連法規の意味の範囲内で連邦行政機関による行政行為により権利を侵害され

(26) T. Cooley, A TREATISE ON THE LAW OF TORTS 2d ed. 790 (1888).

(27) William A. Fletcher, *The Structure of Standing*, 98 YALE L. J. 221, 224 (1988).

(28) 262 U.S. 447 (1923).

(29) Cong. Ch. 135, 67th Cong., 42 Stat. 224 (1921).

(30) Mellon, 262 U.S. at 487.

(31) Fletcher, *supra* note 27, at 225.

(32) 134 F.2d 694 (1943).

(33) *Id.* at 699-700.

(34) Pub. L. No. 79-404, § 101(a), 60 Stat. 237, 243 (1946) (5 U.S.C. § 702 (1982)で修正および合衆国法典に入れられている).

た者に司法審査が及ぶことが定められた。関連法規の意味の範囲内という文言が付け加えられたのは、特定の制定法上の権利と目的のみならず、判例法で示された類似点や制定法の文言およびその意味も考慮することを意図したものであった<sup>(35)</sup>。

その後、1960年代になると個人の原告が議会および行政行為により憲法上の価値への侵害を被ったことを理由として、州議会に対して訴えを提起する傾向が見られるようになってきた<sup>(36)</sup>。この例となるのが、1962年の *Baker v. Carr*<sup>(37)</sup> である。本件は、テネシー州議会議員の選挙区で投票価値の不平等が起きているとして、議員定数の是正を求めた案件である<sup>(38)</sup>。本判決は、州法の合憲性に異議を申し立てることが当事者適格という法概念であり、原告が争訟の結果と個人的な利害関係(*personal stake*)をもつか否かを決定することであると述べた<sup>(39)</sup>。本件訴えにおける原告の利益は、原告の合衆国憲法第14修正第1項<sup>(40)</sup>が保障する平等保護であった。しかし、これは原告のみならず選挙人に等しく適用されるものでもあった。

そこで、当事者適格を原告の特定の利害関係に限定することなく、広く利害関係を有する者にも認める傾向が現れてきた。これが1968年の *Flast v. Cohen*<sup>(41)</sup> である。本件は、教会が運営する教区学校に連邦から公金を支出することが合衆国憲法第1修正<sup>(42)</sup>の国教禁止条項に抵触するとして、その支出の差止めを求めて提起された案件であった。本判決は、合衆国憲法第1修正に定める国教禁止条項に基づいて、納税者が宗教設立学校への公金支出の差止めを求めた訴えの当事者適格を認めた<sup>(43)</sup>。その理由とし

(35) Fletcher, *supra* note 27, at 227.

(36) *Id.*

(37) 369 U.S. 186 (1962).

(38) *Id.* at 187-88.

(39) *Id.* at 204-05.

(40) U.S. CONST. Amend. 14.

(41) 392 U.S. 83 (1968).

(42) U.S. CONST. Amend. 1.

(43) Flast, 392 U.S. at 88.

て、国教禁止条項は課税権限や歳出権限などの権力の濫用に対する防波堤、または合衆国議会が宗教を援助することへの制限になると述べたのである<sup>(44)</sup>。本判決は、宗教設立学校への公金支出が原告に特有の損害を与えるものではなかったため、原告の特定の利益ではなく納税者としての地位から当事者適格を認めたのであった。

以上の判例の流れによれば、当事者適格の法理は公的機関に関連した行政法規または合衆国憲法が直接適用される案件とともに発展してきたのである。この傾向は、権力分立(separation of powers)の下で司法部が他の部門の権限を侵害することを避けるために当事者適格が確立されたことと評価できる<sup>(45)</sup>。そのため、当事者適格は必然的に権力分立と密接な関係をもつことになる。

## 2. 当事者適格と権力分立

1930年代から当事者適格の概念が形成されるにつれて、その根拠は権力分立に合致した連邦裁判所の役割<sup>(46)</sup>と救済されるべき明確な損害にあると考えられるようになってきた<sup>(47)</sup>。しかし、1984年に合衆国最高裁判所はAllen v. Wright<sup>(48)</sup>で、合衆国憲法の基本概念である権力分立のみを根拠とするようになった。本件は、公立学校に通学する黒人生徒の親が、合衆国国税庁に対して人種差別を行う私立学校への非課税措置の停止を求めた案件であった。本判決は、権力分立の原則により、行政部に委ねられた事項を争うための当事者適格がないと判断したのである<sup>(49)</sup>。

---

(44) *Id.* at 103-04.

(45) Edward Sherman, *No Injury Plaintiffs and Standing*, 82 GEO. WASH. L. REV. 834, 837 (2014).

(46) *Valley Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church & State, Inc.*, 454 U.S. 464, 472 (1982).

(47) *Id.* at 475.

(48) 468 U.S. 737 (1984).

(49) *Id.* at 761.

権力分立は抽象的な概念である<sup>(50)</sup>。そのため、合衆国最高裁判所は具体的な4つの点から当事者適格の権力分立による根拠づけを行ったのである。その第1は、当事者適格が連邦裁判所の歴史的役割ということである。第2は、当事者適格は、合衆国議会と大統領が処理すべき事項には関わらないことである。第3は、当事者適格が連邦裁判所の正当性を維持することである。そして第4は、当事者適格が行政権を保護する目的で権力分立を維持していることである。

第1の連邦裁判所の歴史を根拠にした役割とは、伝統的に当事者双方の現実の具体的な争いを解決することを意味していた<sup>(51)</sup>。合衆国裁判所が合衆国憲法第三編について、損害を救済または防止する裁判所の伝統的な役割を定めた規定と解したからである<sup>(52)</sup>。この考えは、合衆国憲法成立の際の連邦裁判所の権限に限定することにより、他の権力から連邦裁判所を保護することを意味している<sup>(53)</sup>。

英米の法制度は伝統的に私権(private right)と公権(public right)を分離してきた。不動産譲渡などの契約の履行を求める私権はコモン・ロー上個人の権利とされ、議会により個人特有の権利として立法されたものである<sup>(54)</sup>。自らの私権を侵害された者は、裁判所にコモン・ロー上の訴えを提起して救済を求めることができたのである<sup>(55)</sup>。

そして公権とは社会全般の権利であり<sup>(56)</sup>、その違反は公共の利益への促

(50) Paul R. Verkuil, *Separation of Powers; The Rule of Law and the Idea of Independence*, 30 WM. & MARY L. REV. 301 (1989).

(51) *Coleman v. Miller*, 307 U.S. 433, 460 (1939). (Frankfurter裁判官による同意意見)

(52) *Summers v. Earth Island Inst.*, 555 U.S. 488, 492 (2009).

(53) *Id.* at 492-93.

(54) F. Andrew Hessick, *Standing, Injury in Facts, and Private Rights*, 93 CORNELL L. REV. 275, 280 (2008).

(55) William Blackstone, TRACTS, CHIEFLY RELATING TO THE ANTIQUITIES AND LAWS OF ENGLAND 3d ed. 15 (1771).

(56) William Blackstone, 4 COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 21th ed. 2 (1854).



進を阻害する公的違法侵害(public wrong)となり刑事罰が科せられる<sup>(57)</sup>。連邦法は私的訴追(private prosecution)を認めていないため、連邦裁判所で私人により公権を実現することはできない。なぜなら1789年の裁判所法(Judiciary Act)<sup>(58)</sup>が刑事訴追を目的に連邦地区検察官(district attorney)の制度を設立したため、連邦刑事法の下では私人が自ら公権侵害者を訴追することができなくなったからである<sup>(59)</sup>。合衆国議会が私人に特に訴権を認めない限り、私人は連邦法上の公権を執行する当事者適格をもたない。

第2の連邦裁判所が他部門が行う事項に関わらないことは、民主主義に立脚した合衆国議会と大統領、つまり政治部門(political branch)から連邦裁判所を隔離することにある<sup>(60)</sup>。そこで、連邦裁判所はこれらの審理から遮断され<sup>(61)</sup>、権利侵害に対する救済を与える機能のみをもつのである<sup>(62)</sup>。そして、合衆国最高裁判所も従来より他部門の事項への介入には消極的な姿勢を堅持している<sup>(63)</sup>。その結果、他部門に特有の事項への司法審査を控えることになる。例えば、納税者による中央情報局(CIA; Central Intelligence Agency)の特定業務への公金支出差止めの訴えは、公金支出が合衆国議会に与えられた合衆国憲法上の課税権限(taxing power)および歳出権限(spending power)<sup>(64)</sup>に関することであるため、当事者適格が与えられず棄却されている<sup>(65)</sup>。

また、1803年のMarbury v. Madison<sup>(66)</sup>において司法権の行使を裁判所により判断可能な法的問題に限定し<sup>(67)</sup>、さらに1970年のAssociation of Data

(57) *Id.* at 5.

(58) Ch. 20, § 35, 1 Stat. 73, 92-93.

(59) *United States v. Murphy*, 41 U.S. (16 Pet.) 203, 209 (1842).

(60) *Daimler Chrysler Corp. v. Cuno*, 547 U.S. 332, 341 (2006).

(61) *Clapper v. Amnesty International USA*, 568 U.S. 398, 408-09 (2013).

(62) *Summers v. Earth Island Inst.*, 555 U.S. 488, 492 (2009).

(63) *Lujan*, 504 U.S. at 561-62.

(64) U. S. CONST. Art. I, § 8, cl. 1.

(65) *United States v. Richardson*, 418 U.S. 166, 177 (1974).

(66) 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803).

(67) *Id.* at 171.

Processing Service Organizations, Inc. v. Camp<sup>(68)</sup>では、当事者適格の拡大に反対して司法権を事件および争訟に限定したからである<sup>(69)</sup>。この合衆国最高裁判所の姿勢は、私人による訴えを「具体的な」個人への損害の救済に限定し、「抽象的な」広く公衆に向けられた損害の救済を政治部門に委ねられることを示唆しているのである。一方で合衆国最高裁判所は、連邦裁判所に合衆国憲法上の価値の実現と政治部門に法を遵守させる役割を担わせるべきであると述べている<sup>(70)</sup>。

第3の連邦裁判所の正当性の維持とは、社会一般からの連邦裁判所への信頼を確保することである。合衆国最高裁判所は、この考えが社会一般に対して連邦裁判所が個人の利益を保護する必要性に由来しているという<sup>(71)</sup>。原告が当事者適格を通じて連邦裁判所による利益保護を求めることで、権力分立の中での裁判所の存在意義を問い、独立が維持されるわけである<sup>(72)</sup>。しかし、合衆国憲法第三編の文言<sup>(73)</sup>からは社会一般からの連邦裁判所への信頼を確保する目的を読み取ることはできない。連邦裁判所の正当性の維持は当事者適格により訴えを制限することではなく、連邦裁判所が行った判断の妥当性であり、それが継続的になされていることではないだろうか。

第4の合衆国議会が立法を通じて大統領権限<sup>(74)</sup>が不当に行使されるのを防止することとは、合衆国憲法第二編が法の忠実な執行を大統領に負わ

(68) 397 U.S. 150 (1970).

(69) *Id.* at 151.

(70) Richard H. Fallon, Jr. et al., HART AND WECHSLER'S THE FEDERAL COURTS AND THE FEDERAL SYSTEM 6th ed. 73 (2009).

(71) *See, e.g.*, Valley Forge Christian College, 454 U.S. at 474.

(72) Duke Power Co. v. Carolina Envtl. Study Grp., Inc., 438 U.S. 59, 103 (1978).

(73) 合衆国憲法第三編と同様な州憲法の規定は多様なものとなっている。権利侵害があれば当事者適格を認める州、納税者に当事者適格を認める州、そして訴え提起に適切な立場にある者が不在の場合にそれ以外の者に当事者適格を認める州などがある。F. Andrew Hessick, *Cases, Controversies, and Diversity*, 109 NW. U. L. REV. 57, 65-68 (2014).

(74) U. S. CONST. Art. II, § 1.

せていることに由来している<sup>(75)</sup>。1992年のLujan判決<sup>(76)</sup>は、合衆国憲法第III編が行政権の権限範囲外の行為に限り個人の権利を保護する目的をもつと述べていた<sup>(77)</sup>。本件は、絶滅危惧種保護法(Endangered Species Act)に基づき、違反者を一般の市民が訴えて差止めによる救済や処罰を求めることを認める市民訴訟(citizen suit)であった。同法はいかなる者にも訴えを提起することを認めていた<sup>(78)</sup>。しかし、本判決は当事者適格を満足させる損害を被っている者だけが訴えを提起できると判断した<sup>(79)</sup>。いかなる者にも訴権を認めれば、公益を履行する合衆国憲法第II編の大統領の義務を裁判所が引き受けることになるというのがその判断理由であった<sup>(80)</sup>。

しかし、公益の促進は専ら大統領に委ねられた事項ではない。実際には1976年にシェイズ(Abram Chayes)教授が、差止命令を媒介にして私人により公益の実現を目指す公共訴訟が出現したことを示唆していた<sup>(81)</sup>。1970年代に原告を私的司法長官(private attorney)として公益の実現と私人による法実現をクラス・アクションで図るようになったのである<sup>(82)</sup>。このように、公益促進は訴訟を通じて私人にも委ねられることになったのである。その後の2000年に、合衆国最高裁判所はFriends of the Earth, Inc. v. Laidlaw Environmental Services (TOC), Inc.<sup>(83)</sup>において、私人が合衆国に対して水質汚染防止法(Clean Water Act)違反者への民事罰を請求すること

(75) *Id.* at Art. II, § 3.

(76) 504 U.S. 555 (1992).

(77) *Id.* at 577.

(78) 16 U.S.C. § 1540(g)(1). 市民訴訟とは、とりわけ環境法違反に対して、一般市民が差止命令を求める訴権を付与した制定法に基づき提起した訴えを指す。BLACK'S LAW DICTIONARY 11th ed., citizen suit (2019).

(79) Lujan, 504 U.S. at 578.

(80) *Id.* at 577.

(81) Abram Chayes, *The Role of the Judge in Public Law Litigation*, 89 HARV. L. REV. 1281, 1302 (1976).

(82) 私的司法長官とその具体的な役割については、樑博行『クラス・アクションの研究—アメリカにおける集団的救済の展開』194頁（丸善プラネット、2018）を参照。

(83) 528 U.S. 167 (2000).

には当事者適格があると判断している<sup>(84)</sup>。さらに同年にもVermont Agency of Natural Resources v. U.S. ex rel. Stevens<sup>(85)</sup>を判断している。本判決は、連邦法である虚偽権利主張法(False Claims Act)<sup>(86)</sup>に基づき、虚偽で合衆国政府に金銭を請求する者に対して私人が民事および刑事上の罰金を請求する刑事的民事訴訟(qui tam)で、私人に原告適格を認めたのである<sup>(87)</sup>。虚偽権利主張法の下ではアメリカ合衆国のために、私人こそが刑事的民事訴訟を提起する当事者適格をもつことを示した<sup>(88)</sup>。

現在までの合衆国最高裁判所の判例の傾向は、公益のための私人による訴えに広く当事者適格を認めていることから、必ずしも合衆国議会立法から大統領を保護する目的をもつものではないということになる。また、大統領のみが公益を促進する機関であるにとらえているわけではないのである。

## 二 クラス・アクションと当事者適格

### 1. クラス代表のみに求められた当事者適格

かつてクラス・アクションにおいては、クラス構成員全員ではなく訴状で氏名が明記され、出廷するクラス代表となる当事者のみが当事者適格を満たさなければならなかった。クラス全体が争訟の結果に利害関係があることを前提として<sup>(89)</sup>、クラス・アクションでの当事者適格について以下の3つのルールが示されてきた。第1に、少なくとも一人のクラス代表が個別に訴えを提起できる当事者適格をもつこと。第2に、クラス代表の当事者適格は他のクラス構成員の損害では満足されないこと。第3に、クラス

(84) *Id.* at 185-87. スカリア(Antonin Gregory Scalia)裁判官の反対意見は、私人に民事罰を求めることを許容すれば、大統領の法執行権限を侵害することになると主張している。*Id.* at 198, 209.

(85) 529 U.S. 765 (2000).

(86) 31 U.S.C. § 3730.

(87) Vermont Agency of Natural Resources, 529 U.S. at 777-78.

(88) *Id.* at 768.

(89) Baker, 369 U.S. at 204.

代表に当事者適格が認められれば、他のクラス構成員の当事者適格は審理されないことである<sup>(90)</sup>。

第1のルールは、1972年の合衆国最高裁判所判決であるSierra Club v. Morton<sup>(91)</sup>に由来する。本判決は、まず当事者適格を当事者が裁判所により救済を受けるに十分な利害関係をもつことであると定義した<sup>(92)</sup>。行政手続法に基づく差止請求のクラス・アクションでは、当事者適格が満たされるためには、現実損害が裁判所により認識できる(cognizable)ものであり、かつ当事者が損害の被害者でなければならないと述べたのである<sup>(93)</sup>。さらに、当事者適格の立証責任は当事者が損害を証明する必要があると言及した<sup>(94)</sup>。ここで記された当事者(party)が単数であったことからクラス構成員個々ではなくクラス代表を指すものと推定されるのである。続いて1974年のO'Shea v. Littleton<sup>(95)</sup>では、合衆国最高裁判所は、訴状に氏名が記載された当事者(named plaintiff)がクラス・アクションの代表となり、差止請求をしてその他のクラス構成員のために訴えを提起する際には、当事者適格を満たさなければ救済を得ることができないと判断した<sup>(96)</sup>。さらに本判決は、訴えが連邦裁判所に係属するための前提であるのが当事者適格であり、クラス・アクション審理を行うための手続上の要件を定めるのが連邦民事訴訟規則Rule 23であると、各々を独立したものと認識したのである<sup>(97)</sup>。

第2のルールは、1976年の合衆国最高裁判所判決であるSimon v. Eastern Kentucky Welfare Rights Organization<sup>(98)</sup>で示された。本件は、非

---

(90) Alig, 2017 WL 5054287, at \*11.

(91) 405 U.S. 727 (1972).

(92) *Id.* at 732.

(93) *Id.* at 734-35.

(94) *Id.* at 740.

(95) 414 U.S. 488 (1974).

(96) *Id.* at 494.

(97) Chevalier v. Baird Savings Ass'n, 66 F.R.D. 105, 109 (E.D. Pa. 1975).

(98) 426 U.S. 26 (1976).

営利病院に有利な課税措置を認める宣言的判決と差止命令を求めた案件であった。本判決は、原告が自ら損害を被っていないならば<sup>(99)</sup>、またクラス代表のみが当事者適格を立証することができる<sup>(100)</sup>と述べた<sup>(100)</sup>。つまり、クラス・アクションの当事者適格を取得できるのはクラス代表に限定されるのである<sup>(101)</sup>。

第3のルールは、クラス代表以外が当事者適格を示す証拠を提出することにより、代表訴訟としてのクラス・アクションの機能そのものを損ねる危険を回避するものである<sup>(102)</sup>。代表訴訟は代表者が訴えの提起および進行を自発的に行う訴訟形式である。そのため、当事者でありながら出廷せず、訴訟では受身となるクラス構成員に当事者適格の立証をさせる負担を強いることは、クラス・アクションの機能が損なわれることになる<sup>(103)</sup>。

しかし、クラス代表にのみ当事者適格が求められると、すべてのクラス構成員に現実損害の立証をせずにクラス・アクションが認証されることになる。例えば瑕疵ある薬剤を服用しても、服用者のすべてが疾病を発症するとは限らない。それにも関わらず、服用者をクラス構成員として救済を与えることが危惧されるのである<sup>(104)</sup>。これを受けて、当事者適格を欠いたクラス構成員が存在すれば、クラス・アクションの認証を否定する判断が示されるようになってきた<sup>(105)</sup>。1980年の第7巡回区連邦控訴裁判所判決である *Adashunas v. Negley*<sup>(106)</sup> がこの判断の端緒となった。本件は、公立小学校において特定の学習障害をもつ子弟が適切な特殊教育を受けられ

---

(99) *Id.* at 38.

(100) *Id.* at 40.

(101) *Medrano*, 416 U.S. at 828-29.

(102) William B. Rubenstein, 1 *NEWBERG ON CLASS ACTIONS*, 5th ed. § 2:3 (updated 2021).  
このルールは第1巡回区を除き、ほとんどの巡回区連邦控訴裁判所で認められてきた。

(103) *Parko v. Shell Oil Co.*, 739 F.3d 1083, 1084-85 (7th Cir. 2014).

(104) *See, e.g.*, Rubenstein, *supra* note 102, at § 2:3.

(105) *Denney v. Deutsche Bank AG*, 443 F.3d 253, 264 (2d. Cir. 2006).

(106) 626 F.2d 600 (7th Cir.1980).

ていないと主張して、その保護者がインディアナ州の公立小学校の校長などを相手に提起したクラス・アクションであった。クラス代表は、合衆国憲法第1修正違反の宣言的判決、適切な特殊教育を命ずる差止命令、そして損害賠償を請求した。本判決は、すべてのクラス構成員が憲法または制定法違反の被害を受けていることが不明なほど多様な児童で構成されているため、クラス・アクションが認証されないと述べた<sup>(107)</sup>。さらに、クラス・アクションで差止めを認めるためには、クラス代表を含めてクラス構成員全員が具体的な損害を被っていることが必要であると判断したのである<sup>(108)</sup>。

クラスを特定するために具体的損害を必要とすることは、1999年の合衆国最高裁判所判決のOrtiz v. Fibreboard Corp.<sup>(109)</sup>に継受され、当事者適格の要件になってきた。本件は、アスベスト被害者がアスベスト製品製造会社に対して損害賠償を請求したクラス・アクションにおいて、和解の承認を連邦地方裁判所に求めた案件であった<sup>(110)</sup>。本件ではアスベストによる疾病発症という現実損害を被ったクラス構成員以外に、アスベストにばく露したのみで疾病が未発症の者がいた。そこで本判決は、ばく露のみのクラス構成員は現実損害を被っていないので、当事者適格が満たされないと判断して和解を承認しなかったのである<sup>(111)</sup>。

合衆国最高裁判所によるSierra Club判決、O'Shea判決、そしてSimon判決は差止命令請求のクラス・アクションについての判断であった。一方でOrtiz判決は損害賠償を請求した案件であった。請求される救済の相違により、クラス・アクションにおいて求められる当事者適格の範囲が異なると推定できよう。実際にOrtiz判決は、クラス・アクションの要件と合

(107) *Id.* at 604.

(108) *Id.*

(109) 527 U.S. 815 (1999).

(110) クラス・アクションを提起した後の和解が成立するには、連邦地方裁判所の承認が必要である。FED. R. CIV. P. RULE 23(e).

(111) Ortiz, 527 U.S. at 831.

衆国憲法第三編の当事者適格の有無を各々検討している<sup>(112)</sup>。ただし、損害が未発生のクラス構成員の存在は、クラス・アクションでの和解成立を否定する理由でもあり、また合衆国憲法第三編の当事者適格を満足させる現実損害の不在を示すものでもある<sup>(113)</sup>。

損害賠償を請求するクラス・アクションでは、Ortiz判決以降すべてのクラス構成員に当事者適格を求める巡回区連邦控訴裁判所判決が見られるようになってきた。2010年に第8巡回区連邦控訴裁判所は、当事者適格が認められるには少なくともすべてのクラス構成員に現実損害が必要であると判断した。クラスに当事者適格のない構成員が存在すれば、連邦裁判所はクラス・アクションを認証することはできないと述べたのである<sup>(114)</sup>。また2012年に第9巡回区連邦控訴裁判所は、合衆国憲法第三編の当事者適格をもたないクラス構成員を含んでいるクラスを認証できないと判断している<sup>(115)</sup>。すべてのクラス構成員に当事者適格を満足させる現実損害を求めたのである<sup>(116)</sup>。さらに2013年に第8巡回区連邦控訴裁判所は、クラス・アクションの認証のために、各々のクラス構成員が被告の行為に帰し救済可能な現実損害を立証する必要があると述べている<sup>(117)</sup>。これは合衆国憲法第三編の当事者適格が、クラス・アクションにも同様に適用されるということである。またクラスが当事者適格のある者によって確定されるため<sup>(118)</sup>、クラス・アクションの成立がクラス構成員の当事者適格の有無により決定される旨も示しているのである。

---

(112) *Id.* at 830-31. 本件で争点となったのは、連邦民事訴訟規則Rule 23(b)(1)(B)のクラス・アクション、つまり個別の訴訟の結果が当事者以外の者の利益を相当に侵害するであろう場合に認められるクラス・アクションが成立するか否かであった。

(113) *Id.* at 831.

(114) *Avritt v. Reliastar Life Ins. Co.*, 615 F.3d 1023, 1034 (8th Cir. 2010).

(115) *Mazza v. American Honda Motor Co., Inc.*, 666 F.3d 581, 594, (9th Cir. 2012).

(116) *Id.* at 595.

(117) *Halvorson v. Auto-Owners Ins. Co.*, 718 F.3d 773, 778 (8th Cir. 2013).

(118) *Id.* at 779.



このように第8巡回区連邦控訴裁判所は、従前は当事者適格をクラス代表にのみ求めていたことを変更して、すべてのクラス構成員にも求めるようになってきた。そして、全米各地の連邦地方裁判所もこの傾向に同調するようになったのである<sup>(119)</sup>。

## 2. クラス・アクションの当事者適格についての近時の合衆国最高裁判所判決 —Spokeo, Inc. v. RobinsとTrans Union LLC v. Ramirez—

近時、合衆国最高裁判所において誤った個人情報による損害に関するクラス・アクションの実害損害の有無や、当事者適格を審理した二つの判決がある。第1が、2016年のSpokeo, Inc. v. Robins<sup>(120)</sup>である。被告のSpokeoは、いろいろなデータベースから詳細な個人情報を集めて、その情報を第三者に提供するオンラインの人名検索事業を営んでおり<sup>(121)</sup>、収集された情報は会社人事部やマッチングサイトに提供されていた。原告のThomas Robinsは、バージニア州に居住する求職者であったが、Spokeoのウェブサイト上で誤った情報が公開されていることに気がついた<sup>(122)</sup>。Robins

---

(119) 例えば、ニュー・ヨーク州北部地区連邦地方裁判所は、2018年のTomassini v. FCA US LLCで、連邦民事訴訟規則Rule 23の要件の審理を行う代わりに、出廷しないクラス構成員の当事者適格をまず検討することを行っている(326 F.R.D. 375, 383-85 (N.D. N.Y. 2018).)。2018年にニュー・ヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、Royal Park Investments SA/NV v. Wells Fargo Bank, N.A.で、当事者適格を有する者でクラスを明確にしなければならないと述べている(2018 WL 739580, at \*12 (S.D. N.Y. 2018).)。2018年にはバージニア州東部地区連邦地方裁判所はBranch v. Government Employees Insurance Companyで、当事者適格の欠ける構成員がいるクラスは認証されず、クラス構成員に当事者適格が欠ければ連邦民事訴訟規則Rule 23(b)(3)が定めるクラス・アクションの要件である共通の争点の優越性が満たされないと判断している(323 F.R.D. 539, 552 (E.D. Va. 2018).)。また2014年にはカリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所でもBurton v. Nationstar Mortg., LLCで、出廷しない当事者が現実損害を被っていることを原告が立証していないため、彼らには当事者適格がなく、クラス・アクション認証を否認すると述べている(2014 WL 5035163, \*8 (E.D. Cal. 2014).)。

(120) 578 U.S. 330 (2016).

(121) *Id.* at 333.

(122) *Id.*

のプロフィールにおいて、彼は既婚で専門職の50代であり、大学院修了者で安定的な所得があることや、その所得水準は全給与所得者の上位10%に入っているとされており、写真も実際とは異なっていた<sup>(123)</sup>。Robinsは、この情報が彼の就職活動に害を与えたとともに懸念材料としてストレスを引き起こしたと主張し<sup>(124)</sup>、Spokeoが公正信用報告法(FCRA; Fair Credit Reporting Act)の求める個人情報の正確さを確保する手続を行わなかったことなどを理由に<sup>(125)</sup>損害賠償を請求するクラス・アクションを提起した<sup>(126)</sup>。

本判決の法廷意見は、合衆国憲法第三編の当事者適格を満たすためには原告が現実損害を証明しなければならないと述べた<sup>(127)</sup>。現実損害とは、法的保護が受けられる具体的かつ特定された利益に対して、推定ではなく現実に発生した損害である<sup>(128)</sup>。具体的かつ特定されたとは、現実に明確な者へ損害を与えることであり、その損害は有形および無形を問わない<sup>(129)</sup>。さらに法廷意見は、当事者適格を満足させるには制定法で訴権が認められているだけでは不十分で、制定法違反が具体的な損害を伴っていることが必要であると述べた<sup>(130)</sup>。さらに、FCRAの手続違反だけではこの現実損害

(123) *Id.* at 336.

(124) *Robins v. Spokeo, Inc.*, 742 F.3d 409, 411 (9th Cir. 2014).

(125) 15 U.S.C. § 1681e(b). その他、消費者レポートの利用者に責任を告知すること(*Id.* at § 1681e(d).)、消費者レポートを雇用目的のために使用しないこと(*Id.* at § 1681b(b)(1).)、そして消費者にレポートの内容に関する質問を電話で受けるためのフリー・ナンバーを提供すること(*Id.* at § 1681j(a)(1)(c)(i).)に違反したことが訴訟原因であった。

(126) *Robins*, 578 U.S. at 336.

(127) *Id.* at 343. アリトー裁判官(Justice, Samuel Anthony Alito, Jr.)裁判官による法廷意見。ロバーツ首席裁判官(Chief Justice, John Glover Roberts, Jr.)、ケネディ裁判官(Justice, Anthony McLeod Kennedy)、トーマス裁判官(Justice, Clarence Thomas)、ブライヤー裁判官(Justice, Stephen Breyer)、そしてケイガン裁判官(Justice, Elena Kagan)同調。

(128) *Id.* at 339.

(129) *Id.* at 340.

(130) *Id.* at 341.

に該当しないと付言した<sup>(131)</sup>。そして、法廷意見は原告のRobinsが実際には具体的な損害を被っていないため、当事者適格がないと判断したのである<sup>(132)</sup>。

一方で、トーマス裁判官(Justice, Clarence Thomas)は同意意見の中で、現実損害が権利の相違により異なって適用されてきたことに言及した。歴史的にコモン・ロー裁判所は、私権侵害の訴訟では原告に対して当事者適格ではなく私権侵害のみを立証させてきたと主張した<sup>(133)</sup>。そして特別かつ個人が被る損害とは、具体的かつ特定の損害つまり現実損害であると付言したのである<sup>(134)</sup>。さらに、原告が公権を促進する訴えを提起するのであれば当事者適格がないが<sup>(135)</sup>、本件では制定法が求める個人情報の正確性を最大限に担保するための制定法上の要件について争っているため、私権侵害の案件と読み取れると述べた<sup>(136)</sup>。

ギンズバーグ裁判官(Justice, Ruth Bader Ginsburg)は反対意見の中で、原告の主張が十分に具体的損害を示し、当事者適格を満足させていると主張した<sup>(137)</sup>。本件で請求されたのは、具体的かつ特定された原告への明確な誤情報による就職活動への影響に対する救済<sup>(138)</sup>であったと指摘したのである。

次が2021年のTrans Union LLC v. Ramirez<sup>(139)</sup>である。本判決は、クラス代表を含めすべてのクラス構成員が合衆国憲法第Ⅲ編の当事者適格を有さなければならないと判断した<sup>(140)</sup>。信用情報調査機関である被告のTrans

---

(131) *Id.* at 342.

(132) *Id.* at 342-43.

(133) *Id.* at 344.

(134) *Id.* at 346.

(135) *Id.* at 348.

(136) *Id.* at 349.

(137) ソトマイヨール裁判官(Justice, Sonia Maria Sotomayor)同調。*Id.* at 350-52.

(138) *Id.* at 352.

(139) 141 S. Ct. 2190 (2021).

(140) *Id.* at 2208.

Unionは、顧客の企業がオンラインで消費者の信用情報提供を求めた際に、財務省外国資産管理局(OFAC; United States Treasury Department's Office of Foreign Assets Control)がデータベース化しているテロリストなど重罪犯リストの氏名に合致すると、モニターに警告を表示するサービスを開始した<sup>(141)</sup>。原告のSergio Ramirezは車の購入をクレジットカードで決済しようとしたところ、彼の氏名がOFACリストに該当したため車を購入できなかった<sup>(142)</sup>。

彼はTrans Unionに信用情報の詳細の公開と誤情報の訂正を求めたが、Trans Unionからの返答の手紙には、OFACリストに彼の氏名が載っていたことのみを報告するだけで、誤情報の訂正手段の記載はなかった<sup>(143)</sup>。Ramirez以外にもTrans Unionに誤情報を報告した者が存在した<sup>(144)</sup>。そこで、Ramirezは信用情報に誤りがあったとTrans Unionに照会した者を代表し、Trans Unionを相手取って誤情報により発生した損害の賠償を求めてクラス・アクションを提起した<sup>(145)</sup>。

本判決の法廷意見は<sup>(146)</sup>、合衆国憲法第三編の当事者適格には原告の具体的な現実損害が必要で<sup>(147)</sup>、クラス・アクションではすべてのクラス構成員が当事者適格をもたなければならないと述べた<sup>(148)</sup>。本件ではTrans Unionが作成し第三者に提供した信用情報に誤りがあり、これは名誉毀損に該当

(141) 連邦規則上、原則としてOFACに保存されているリストに該当する者と取引を行うことは違法とされているため(31 C.F.R. pt. 501, App.A. (2020).)、顧客の企業はこの情報を必要としたのである。

(142) *Id.* at 2201.

(143) *Id.* at 2202.

(144) Ramirez v. Trans Union LLC, 951 F.3d 1008, 1019 (2020). Ramirez以外に8,184名がRamirezと同様に誤情報をTrans Unionに報告してその訂正を求めていた。

(145) Trans Union LLC, 141 S.Ct. at 2202.

(146) カバノー裁判官(Justice, Brett Kavanaugh)による法廷意見。ロバーツ首席裁判官、アリトー裁判官、ゴースッチ裁判官(Justice, Neil McGill Gorsuch)、バレット裁判官(Justice, Amy Coney Barrett)同調。

(147) Trans Union LLC, 141 S.Ct. at 2204.

(148) *Id.* at 2208.

する可能性がある」と指摘した<sup>(149)</sup>。しかし、名誉毀損になるためには、誤情報を第三者に公開する必要があり、これがなされていない本件の多くのクラス構成員は名誉毀損を被ったことにはならず<sup>(150)</sup>具体的な損害が発生していないと述べて<sup>(151)</sup>、当事者適格をもたないと判断したのである<sup>(152)</sup>。

トーマス裁判官による反対意見<sup>(153)</sup>は、まずTrans Unionがかねてから誤情報を訂正していないことを確認した<sup>(154)</sup>。さらに、私権では制定法が救済を定めていれば、損害が未発生でも救済が可能であると述べた<sup>(155)</sup>。本件は合衆国憲法第三編の事件および争訟性に該当せず、私権侵害の案件であるため、当事者適格を必要としないと判断したのである<sup>(156)</sup>。

またケイガン裁判官(Justice, Elena Kagan)による反対意見<sup>(157)</sup>、法廷意見が示す当事者適格の概念が厳格過ぎるため、連邦裁判所で本件に類似する案件が審理できなくなると述べた<sup>(158)</sup>。また、トーマス裁判官の反対意見とは異なる点として以下のように述べている。まず、合衆国憲法第三編は私権侵害にも具体的な損害が必要であると解されている<sup>(159)</sup>。次に具体的な損害とは現実損害または現実損害発生の危険であるが、これを決定するの

(149) *Id.* at 2209.

(150) *Id.* at 2211. 名誉毀損(defamation)は、口頭によるもの(slander)と文書によるもの(libel)に分けられる。いずれの名誉毀損も、①虚偽で名誉を傷つける表現(statement)、②その公開(publish)、③損害(damage)が要件である。②は第三者に公開することであり、③の損害は実際に被害が発生したことを意味する。樫博行『アメリカ民事法入門 第2版』237-238頁(2019)を参照。本判決の法廷意見は、すべてのクラス構成員が誤った情報を公開されていないため現実損害がないと判断したのである。当事者適格を構成する現実損害と名誉毀損での損害の関係については言及していない。

(151) *Id.* at 2213.

(152) *Id.* at 2214.

(153) プレイヤー裁判官、ソトマイヨール裁判官、ケイガン裁判官一部同調。

(154) *Id.* at 2215.

(155) *Id.* at 2218.

(156) *Id.* at 2220.

(157) トーマス裁判官一部同調、一部反対意見。プレイヤー裁判官、ソトマイヨール裁判官同調。

(158) *Id.* at 2225.

(159) *Id.* at 2226.

は合衆国議会である<sup>(160)</sup>。

Spokeo判決およびTrans Union判決とも、ウェブ上の誤情報に関する現実損害を実際に発生した損害に限定している。Spokeo判決はクラス代表の当事者適格に焦点を当て、この判断を導いている。一方で、Trans Union判決はすべてのクラス構成員の当事者適格の有無について、Spokeo判決を根拠として判断を下している。したがって、二つの判決が示したのは、現実損害の範囲のみに焦点を当てた判断であり、クラス・アクションでの当事者適格の審理対象を決定する理由ではなかったのである。当事者適格の審理を目的に具体的な現実損害が検討されるにつれて、各々のクラス構成員の個別の損害が審理の射程に入っていた。損害賠償請求のクラス・アクションでは、必然的にクラス構成員により損害程度が異なるからである。その結果、クラス・アクションであっても、クラス代表のみならずすべての当事者、つまりクラス構成員の当事者適格が必然的に審理対象とされたのではないだろうか。

合衆国最高裁判所が現実損害の範囲をすでに発生した損害に限定したのは、過去約30年にわたる方針に沿った結果である。クラス・アクション和解の案件であるOrtiz判決で、将来発生する可能性のある損害を和解での賠償対象から外した<sup>(161)</sup>。本判決以来、合衆国最高裁判所は損害賠償請求のクラス・アクションにおいて実際に発生した損害のみを賠償の対象とした。そのため、これら二つの判決は当事者適格を構成する現実損害に実際発生した損害のみを含み、差し迫った未発生の損害を外したと考えられるのである。

損害賠償請求のクラス・アクションとは対照的なのが差止請求のクラス・アクションである。2022年4月8日に第9巡回区連邦控訴裁判所はOlean Wholesale Grocery Cooperative, Inc. v. Bumble Bee Foods, LLC<sup>(162)</sup>に

---

(160) *Id.*

(161) Ortiz, 527 U.S. at 855-56.

(162) 31 F.4th 651 (9th Cir. 2022).

において、差止命令などエクイティ上の救済を請求する場合には、すべてのクラス構成員が合衆国憲法第三編の当事者適格を満足させる必要はないと判断した<sup>(163)</sup>。本件はマグロ加工品の購入者が加工業者を相手取り価格協定違反を主張してクラス・アクションを提起したものであった。同裁判所はクラス全体に被告の価格協定による現実損害があるため、すべてのクラス構成員の当事者適格は不要であると述べたのである<sup>(164)</sup>。このように、クラス構成員個々の損害ではなくクラス全体の損害に対してエクイティ上の救済を求める際には、クラス構成員個々の当事者適格の立証が求められないのである。

#### おわりに

合衆国憲法第三編の当事者適格は、憲法制定当初より認識された概念ではなかった。20世紀の中頃になって、連邦裁判所が連邦行政機関の行政行為や州行政機関の行為を審査する目的で形成した。そのため、権力分立との関係でその根拠が検討されたのである。

とりわけクラス・アクションにおいては、時を経るにつれて行政行為のみならず、私権侵害においても当事者適格の有無が検討されるようになる。当初はクラス構成員全員ではなく訴状で氏名が明記され、出廷するクラス代表となる当事者のみが当事者適格を満たせばよかった。クラス・アクションではクラス代表以外のクラス構成員に負担を強いる必要はないと考えられたからである。しかしその後、すべてのクラス構成員の損害を立証せずにクラス・アクションを認証することへの妥当性が問われるようになってきた。そこで、クラス・アクション認証審理に先立って当事者適格の審理を行い、クラス代表を含むすべてのクラス構成員に当事者適格が求められるようになったのである。

---

(163) *Id.* at 682.

(164) *Id.*

近時の合衆国最高裁判所判決が反対意見も含めて示すことは、クラス・アクションであってもすべてのクラス構成員を対象として当事者適格が審理されることと、現実損害の存在がその対象になっていることである。現実損害から将来起こり得る損害を排除し、既に発生した損害に限定したのである。また、クラス代表ではなくクラス構成員個々について当事者適格が審理されるべき理由は、合衆国最高裁判所判決では明示されていないが差止命令と異なり、損害がクラス構成員により異なるためではないかと強く推定されるのである。2011年以降、合衆国最高裁判所は損害賠償を請求するクラス・アクションを厳格に制限してきた<sup>(165)</sup>。この傾向により、損害賠償請求においては当事者適格をすべてのクラス構成員に求め、その結果クラスを推定的(putative)ではなく明確に限定し、訴え提起を困難にする効果を生んでいるものといえるのである。

(本学法学部教授)

---

(165) これはクラス・アクションのクラス構成員間の争点の共通性を認めなかったWal-Mart Stores v. Dukes, 564 U.S. 338, 354-55 (2011). や、消費者契約でクラス・アクションを放棄し仲裁を選択する条項がある場合に仲裁を用いることを認めたAT&T Mobility LLC v. Concepcion, 563 U.S. 333, 343 (2011). が該当する。損害賠償請求のクラス・アクションの成立が困難になっている状況およびこれらの判決については、樺博行「クラス・アクションの研究—アメリカにおける集団的救済の展開」301頁(丸善プラネット、2018)を参照。また、2005年には連邦法であるクラス・アクション公正法(Class Action Fairness Act of 2005, 28 U.S.C. § 1711 et seq.)が成立しており、100名以上の原告、訴額が500万ドル以上のクラス・アクションでは連邦裁判所が管轄権を及ぼすことを規定している。Id. § 1332(d)(2)(A). 本判決ですべてのクラス構成員が当事者適格を満たさなければならないことが判断されたため、同法の対象となる大きなクラス・アクションでは、クラス代表がすべてのクラス構成員の当事者適格を確認の上でクラス・アクションを提起する負担を課せられることになったのである。